



Kumamoto City

News Release

令和7年（2025年）1月15日

令和6年度（2024年度）第10回 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の提供資料について

令和7年（2025年）1月10日に開催されました令和6年度（2024年度）第10回熊本市情報公開・個人情報保護審議会において、答申を行いましたので資料を提供します。

【提供資料】

別紙「熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）」 1部

【お問い合わせ先】

総務局行政管理部法制課

課長 田中 伸太郎（たなか しんたろう）

電話：096-328-2376

情 個 審 答 申 第 5 号
令和7年（2025年）1月10日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年（2022年）11月11日付け、都政発第563号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

開示の方法につき、誰とも接触しない方法での開示を求めたものであるとして、閲覧場所を情報公開窓口とした一部開示決定に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和4年（2022年）2月17日、審査請求人は、件名「道路の判定 判定番号20—011」とする文書（以下「本件文書」という。）について、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づく開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 同年3月3日、実施機関は、本件文書については、その一部に条例第7条第2号に該当する不開示情報が記載されていたことから、当該不開示情報部分を除いて開示することとし、開示の方法を「閲覧」、開示の場所を「情報公開窓口」として、同日付で文書等開示（一部請求拒否）決定処分（建指発第909号。以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 同年4月6日、審査請求人は、本件処分に不服があるとして、閲覧場所を情報公開窓口とする本件処分の変更を求め、実施機関に審査請求書を提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、閲覧場所を情報公開窓口とする本件処分については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえると、条例の定めに反するなど不当であるとして、誰とも接触をしない形での開示方法への変更を求めている。

本件審査請求における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、市民への説明の責務について規定する条例第1条及び実施機関の積極的な情報提供の努力義務について規定する条例第24条に反し、不当である。
- (2) 本件処分は、熊本市の基本理念を定め、また、最高規範とされている熊本市自治基本条例（平成21年条例第37号。以下「自治基本条例」という。）の定め（第3条各号など複数の規定）に反し、不当である。
- (3) 厚生労働省等が「ゼロ密を目指そう」と感染予防を呼び掛けている。これは、行政手続において、非接触対応の実現を啓発するものである。また、この啓発は、自治

基本条例第36条の2第2項に規定する災害等の発生時における迅速かつ的確な対応として相応しい。

- (4) 郵送による写しの交付では、郵便局において接触が生じる上、定額小為替等の購入による費用の増加が余儀なくされる。
- (5) 本件処分は、熊本市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年条例第54号。以下「デジタル条例」という。）第1条に反する。開示請求は、「熊本市市町村共同システム 電子申請サービス」の対象となる手続である。
- (6) 「平成16年4月27日最高裁判所判決」及び「平成16年10月15日最高裁判所判決」の判断枠組みを用いると、コロナ禍において、電子メールを用いた開示としなかったことは合理性を欠いている。
- (7) コロナ禍においては、開示請求に対する開示方法として、メールによる文書の送信を採用することに違法性は認められない。
- (8) コロナ禍において誰とも接触することなく情報開示を受けられないことの不当性を審査してほしい。市民の求めに応じて、市の職員の裁量により内部文書を電子メールで提供することができるはずである。そのような行為が、条例等に違反しないことについて法制課に確認済みである。
- (9) 自治基本条例では、4年を超えない期間ごとに条例を見直すこととされているが、熊本市情報公開条例施行規則（平成10年規則第48号。以下「施行規則」という。）における開示方法の規定は、20年近く見直されておらず、当該規則に定めがないことを理由にコロナ禍において非接触による開示方法を選択できないことは不当である。

2 実施機関の主張

これに対して、処分庁は、本件処分は条例及び施行規則に基づき適正に行われたものであるから、本件審査請求は棄却されるべきであると主張している。その理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示の場所は実施機関が指定することが条例で定められている。
- (2) 本件文書については、その一部に条例第7条第2号に該当する不開示情報が記載されていたため、当該不開示情報部分を除いて開示することとし、開示場所を情報公開窓口として、審査請求人に通知したものである（条例第11条第1項、第2項）。処分庁は、これらの規定に基づき、本件処分を行ったものである。なお、熊本市情報公開事務取扱要綱では、開示決定通知書の開示場所を情報公開窓口と記入するよう示されている。
- (3) 厚生労働省などが新型コロナウイルス感染症の感染対策の一環として「ゼロ密を目指そう」と啓発している事実は、本件処分の違法性・不当性を基礎づけるものとは認められない。この啓発は、社会活動におけるあらゆる人との接触の排除を求めるも

のではなく、また、文字通り「啓発」であって、施行規則に定めのないメールでの開示を強制するものではない。

- (4) 文書等の開示に当たっては、請求者の希望に応じて、郵送による写しの交付も行っている。
- (5) デジタル条例第1条は目的規定であり、当該規定が他の規定の解釈運用の指針になり得たとしても、それ自体に反するとの主張は失当である。デジタル条例は、すべての行政手続について電子情報処理組織を使用する方法によるべきことを求めるものでないことは文理上明らかである。
- (6) 審査請求人が指摘する、いずれの最高裁判所判決も、国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項の適用上違法となることを示したものであり、本件について、その射程は及ばない。
- (7) 仮に、本市の現行の情報公開制度下において、メールによる文書等の交付が可能であったとしても、本件処分が適法であるという事実は何ら変わりはない。
- (8) 本件審査請求の審査対象は、処分庁が現に行った本件処分である。本件審査請求においては、本件処分の違法性・適法性ないしその当否について論じられるべきである。
- (9) 自治基本条例第42条が見直しの対象としているのは、自治基本条例のみであって、本市における全ての条例がその対象とはならないことは、文理上明らかである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人の請求内容

開示の方法につき、誰とも接触しない方法での開示を求めたものであるとして、閲覧場所を情報公開窓口とした一部開示決定の変更を求めるものである。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

本件処分当時、条例上「開示」とは「閲覧に供し、又は写しを交付することをいう。」（条例第2条第3号）、「文書等の開示の方法は、規則で定める。」（条例第16条第2項）、「条例第16条第2項に規定する規則で定める開示の方法は、別表第1のとおりとする。」と規定されており（施行規則第8条）、同表において、「文書、図画及び写真」

に係る「閲覧の方法」には電子メールに文書を添付する方法は規定されていない。

したがって、令和4年（2022年）2月17日（同月16日付け）、審査請求人から開示請求書の「開示の方法」欄に「閲覧（閲覧又は視聴）」と記載して本件開示請求がなされたことに対して、実施機関が条例第16条第2項及び施行規則第8条に従って、開示の方法を「閲覧」、開示の場所を「情報公開窓口」としたことは妥当である。

なお、審査請求人が開示請求書に記載した「当方メールアドレス宛に当該文書等を添付して頂き開示希望です。」の真意が、「閲覧」ではなく「写しの交付」を意味していたものであったとしても、電子メールによる「写しの交付」は令和5年（2023年）4月1日施行の規則改正で規定されることとなったものであり、開示決定をした令和4年（2022年）3月3日時点では、電子メールによる「写しの交付」は規定されていない。2に記載したとおり本件審査請求に係る判断は、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断するものであるから、仮に審査請求人の真意が「写しの交付」を意味していたものであったとしても、実施機関が行った本件処分が妥当でないとはいえない。

以上のとおり、本件処分は当時の規定である条例第16条第2項及び同条例施行規則第8条に従って適法に行われているものであり、本件処分の判断は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		河津 典和
委	員	魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和４年（２０２２年） １１月１１日	熊本市長から諮問（令和４年（２０２２年）１１月１１日付け）を受けた。
令和６年（２０２４年） １１月１日	諮問の審議を行った。
令和６年（２０２４年） １２月６日	答申案の審議を行った。
令和７年（２０２５年） １月１０日	答申案の審議を行った。